

指定給水装置工事事業者制度に更新制の導入を求める意見書

指定給水装置工事事業者制度は、平成8年の水道法改正以来、全国一律の指定基準を持って運用されてきた。しかし、平成25年度末の厚生労働省のアンケート調査によれば、所在不明な指定工事事業者は約3千者、違反行為件数は年間1,740件、苦情件数は年間4,864件など、トラブルが多発している実態が明らかになった。

現行制度では、工事事業者が複数の水道事業者から指定を受けている場合には、水道事業者による講習会の実施や指導・監督等が困難になっていることが指摘されている。

については、国におかれては、水道利用者の安心・安全のため、不適格事業者を排除し、継続的なメンテナンス体制を確保できるよう、指定給水装置工事事業者制度に更新制を導入することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年3月22日

衆議院議長	大島理森殿
参議院議長	伊達忠一殿
内閣総理大臣	安倍晋三殿
厚生労働大臣	塩崎恭久殿
内閣官房長官	菅義偉殿

京都府議会議長 近藤永太郎